

第3次那珂市環境基本計画年次報告書【令和6年度】

環境目標1 環境に関する教育・学習と意識啓発の推進

1 目標

子どもをはじめ一人でも多くの市民が、様々な機会により環境問題への関心や理解を深め、環境を守りはぐくむ行動へつながる社会を目指します。

2 評価指標

項目	(当初)R3	(実績)R5	(実績)R6	(中間)R9	(目標)R14
出前講座、講演会、講習会等の参加者数	125人	約1,330人	約1500人	1,000人	1,650人
環境に関する市HPへのアクセス数	32,854件	58,853件	81,044件	54,000件	72,000件
地域の清掃や環境美化活動の参加率	36.41%	31.95%	34.89%	52%	65%

※地域の清掃や環境美化活動の参加率は、市民アンケート「まちづくり活動に参加している割合」に「地域の清掃や環境美化活動に参加割合」を乗じて算出しています。

3 取組の方向

市民、市民自治組織、環境に関わる市民活動団体、事業者及び市が目的意識を共有するとともに、それぞれが自らの責任と役割を理解し、協働により環境政策を推進します。

4 取組と成果

項目	主な取り組み内容	実績、成果等
環境教育及び環境学習の推進	・市民の環境意識の向上を図るため、環境啓発を行う市民自治組織、事業者、環境に関する市民活動団体等の取組の支援を行う。 ・県の環境学習プログラムの活用、エコ活動や食品ロス等の身近なテーマを取り入れた環境教育を実施する。	・那珂市中央公民館を会場とした環境フェスティバル那珂2024(6/8、9)を開催した団体に対し、会場や駐車場手配、市媒体による周知、イベントボランティア募集等の支援を行った。 (環境フェスティバル:R5 約1,000人→R6 約1,500人、環境シンポジウム:R5 約300人→R6 開催なし、出前講座:R5 31人→R6 開催なし) ・菅谷東小学校第3学年、瓜連小学校第4学年及び福祉委員会、五台小学校第5学年、青遙学園児童生徒及び地域の方々がエコ活動や環境学習等を実施した。
環境学習の参加機会の拡大	・環境に関する出前講座、講演会、講習会等の開催を行う。 ・食と環境に関する環境学習を推進する。	・ふるさと教室において、森林・林業体験を実施し、間伐材でプランターを作成した。 ・食生活改善推進員による調理時短レシピ開発にあたる支援を行った。
市民への環境意識の啓発	・市民や団体の優れた取組に対する表彰や活動紹介等をするとともに、自主的な活動を支援する。 ・市内一斉清掃、常磐自動車道側道クリーン作戦等の実施により不法投棄に対する啓発を行う。	・県央地域中枢連携事業により作成した環境活動パンフレットに市内団体の活動を掲載し、紹介した。 ・市内一斉清掃を、9月と3月に市民や事業者が一体となって実施した。 (第1回(9/29)3,590kg、第2回(R7.3/2)3,650kg) ・常磐自動車道側道クリーン作戦を、市民、事業者、市職員が一体となって実施した。 (12/7 351人、400kg)
環境情報の公開及び提供	・市HP、市SNS、広報紙等による環境情報の公開及び提供を行う。	・年間を通して、市HP、広報紙、市SNS等で、地球温暖化防止につながる取り組みや生活環境保全に関する注意喚起を行った。 ・那珂市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定し、市HPで公開した。

5 課題と今後の方向性

- ・環境に関するイベント来場者は増えたが、出前講座の開催実績はなかった。今後も楽しみながら環境について考えられる機会の創出を支援する。出前講座は、開催要望が出されるような身近なテーマとタイトルの設定が必要となる。
- ・児童生徒等への環境学習は、未来に向けた環境意識の向上に必要であり、草の根的に継続していく。
- ・市HPで新規ページを複数公開したことにより、アクセス数が伸びている。今後も時勢に沿った更新を随時行う。
- ・地域の清掃や環境美化活動に参加しているのは主に自治会加入者であり、自治会未加入者に参加してもらうための呼びかけが必要なため、既存の方法以外での周知を行う。

6 目標等に対する評価

- ・イベントや体験を通した環境学習は、参加者の興味を引きやすく、市民や事業者の環境問題への関心や理解を深めるために重要なである。また、取り組みを継続することで認知度が上がり、参加者が増え、より成果が上がるものと考えられる。
- ・地域の環境美化活動への参加率が横ばいであり、限られた対象にのみ情報が届いているものと思われる。周知に使用する媒体の他、参加したくなるような伝え方を検討する必要がある。

第3次那珂市環境基本計画年次報告書【令和6年度】

環境目標2 脱炭素社会づくりの推進

1 目標

地域が一体となった、省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの導入等による環境にやさしいエネルギー転換により、脱炭素社会の実現を目指します。

2 評価指標

項目	(基準)H25	(実績)R2	(実績)R3	(実績)R4	(目標)R12
本市の温室効果ガス総排出量	413,000 トンCO2	339,000 トンCO2	336,000 トンCO2	338,000 トンCO2	218,000 トンCO2
本市における一人当たりの温室効果ガス排出量	7.38 トンCO2	6.23 トンCO2	6.20 トンCO2	6.28 トンCO2	4.23 トンCO2

※目標値は那珂市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の数字です。

3 取組の方向

節電や省エネルギー化に関する情報提供と啓発活動を行い、環境にやさしいライフスタイルを普及させることで、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの総排出量の削減を進め、令和32年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指します。

4 取組と成果

項目	主な取り組み内容	実績、成果等
省エネルギー化の推進	<ul style="list-style-type: none">・家庭、事業者等の事業活動で使用するエネルギーの量を削減できるよう、情報提供や普及啓発に取り組む。・夏季のグリーンカーテンの取組。・エコドライブの励行。・自転車の活用を推進。・テレワークやサテライトオフィスの活用を推進する。	<ul style="list-style-type: none">・地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定し、家庭と事業者における温暖化防止につながる具体的な取組を示した。・公共施設でのグリーンカーテン設置、市HPや市SNS、広報紙等により市民に取組の啓発を行った。(R6:応募者9名)・6月と12月にエコ通勤チャレンジウィーク、5月、7月、8月にノーマイカーデーの取り組みを行い、市民や事業者に向けて、通勤時の自家用車使用を控える取り組みを行った。・交通手段としての自転車活用の普及PRを行った。・いい那珂オフィスが4件使用されている。また、テレワークの推進を図るため、那珂市わくわく茨城移住支援金の助成を行った。(R6:2件)
再生可能エネルギー導入の推進	<ul style="list-style-type: none">・家庭における再生可能エネルギー導入を促進する施策について検討する。・太陽光発電の設置について、自然環境、生活環境や景観、防災に配慮する等の助言及び指導を行う。・太陽光発電施設の課題を把握し、適正な設置及び管理ができるよう調査検討する。	<ul style="list-style-type: none">・家庭用蓄電池を設置する方へ「那珂市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金」の交付を行った。(R6:17件)・事業概要書の届出があった事業者に対し、適正な太陽光の設置及び管理を遵守していただくため、環境保全に関する協定を締結した。(R6:50件)・那珂市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例を制定した。(R7.3公布、R7.7施行)
公共施設における率先的な地球温暖化防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・再生可能エネルギーの導入を進める。・地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、温室効果ガス排出量の削減を進める。・環境に配慮した物品の購入を優先する。・市職員等による省エネルギー実践活動を進める。	<ul style="list-style-type: none">・市施設の屋根に太陽光発電設備を設置し、積極的に導入事例をついている。(R6:ふれあいセンターすがや供用開始)・全府的に照明・空調などのエネルギー使用量の抑制を行った。・グリーン購入対象物品の調達を推進した。・県央地域中枢連携事業による「CO2削減エコライフチャレンジ2024(職員の部)」への参加を促した。(R6参加者:134名)
気候変動対策の総合的推進	<ul style="list-style-type: none">・気候変動への対策について、那珂市地域気候変動適応計画に基づいて推進する。	<ul style="list-style-type: none">・熱中症による健康被害を防止するため、予防・対処法の普及啓発を市HPや広報紙に掲載した。・浸水想定区域の住民向けに、災害時の避難行動を事前に決めておく「マイタイムライン」の作成啓発を行い、同地区を対象に実施した防災訓練で「マイタイムライン」を活用した住民避難訓練を行った。

5 課題と今後の方向性

- ・市民や事業者によるグリーンカーテン、ノーマイカーデー等の取り組み件数が少ない。策定した那珂市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)にて示した市民や事業者に向けた具体的な取り組みを広く周知し実施を呼びかけていくことが必要となる。併せて計画の目標と結果を情報公開することで、取り組みへの意識を向上させる。
- ・市における再生可能エネルギー導入の可能性を探っていく。

6 目標等に対する評価

- ・温室効果ガス排出量が微増しており、市全体として環境にやさしいライフスタイルに転換できているとは言えない。目標値を達成するには、令和6年度に策定した区域施策編の取組を、市民や事業者へ、いかに普及していくかが重要であり、市においても、事務事業編の取り組みを再度確認し、率先した取り組みを行うことが必要である。
- ・ひとりひとりの省エネルギー化の取り組みと併せて、再生可能エネルギーの導入推進が必要であり、公共施設においても積極的な導入が求められる。

第3次那珂市環境基本計画年次報告書【令和6年度】

環境目標3 3R行動による循環型社会づくりの推進

1 目標

ごみ減量化、資源の再利用及び再資源化を更に進め、将来にわたり持続的な循環型社会の実現を目指します。

2 評価指標

項目	(当初)R3	(実績)R5	(実績)R6	(中間)R9	(目標)R14
可燃ごみ排出量	15,733トン	15,309トン	14,659トン	13,330トン	11,620トン
資源物回収量	1,784トン	1,571トン	1,558トン	2,270トン	2,430トン
リサイクル率	10.7%	9.8%	10.4%	16.1%	19.8%

3 取組の方向

ごみの総排出量は増加の傾向がみられるため、広報紙等での周知のほか、環境に関わる市民活動団体等とも連携しながらごみの減量と再資源化を推進します。

4 取組と成果

項目	主な取り組み内容	実績、成果等
ごみの減量化	・ごみ減量に関する情報提供や意識啓発等により、可燃ごみの排出量削減と分別収集の徹底を図る。 ・生ごみ減量のため、生ごみ処理機器購入の支援。 ・プラスチックごみの再分別、回収を実施する。 ・紙類の分別の啓発を進める。	・市内イベントでごみの分別による削減効果を展示する等、ごみ減量の意識啓発を行った。 ・生ごみ処理機器の購入を支援するため、補助金を交付した。(R6:28件31基) ・プラスチック製容器包装の分別収集開始の周知活動を開始した。 ・雑紙リサイクルの啓発チラシ14,000部を市内回覧板で配布した。
資源の再利用及び再資源化の推進	・3R行動を定着させるため、広報紙や市HP、市SNS等による意識啓発を継続して進める。 ・リサイクル率の向上を図るため、資源物の種類等について回収範囲拡大の検討を行う。	・生ごみの削減の取り組みや分別の徹底などについて、市HP等で情報発信を行った。 ・R8年度からプラスチック製容器包装を資源物として収集することとし、周知活動を開始した。(R6:チラシ全戸配布、イベント出展12回等)
適正なごみの収集及び処理	・農業用資材の適正処理について、常陸農業協同組合等と協力連携する。 ・大宮地方環境整備組合と連携し、ごみの適正な収集と処理を行う。	・農業用ビニール、農業用ポリエチレンの回収を2回行い計9,360kgを適正に処理した。 ・大宮地方環境整備組合と資源物や粗大ごみの収集日の調整を行い、適正かつ円滑な収集及び処理を行った。 ・プラスチック製容器包装の分別収集について、大宮地方環境整備組合と協議を行った。

5 課題と今後の方向性

- ・令和8年4月に始まるプラスチック製容器包装の分別収集について、様々な媒体を使用し、目的や方法を分かりやすく周知し、市民や事業者から理解が得られるよう努めていく。
- ・ごみ減量化の手段として有効な資源物の分別と生ごみの自家処理について定期的に啓発を行う。
- ・粗大ごみや農業用資材など、一般家庭で処理が困難なごみについては、関係各所と連携し、適正な処分を進めていく。

6 目標等に対する評価

・人口減の影響もあり、ごみの排出量は減少傾向だが、分別の取り組みが浸透していないためリサイクル率が向上していない。令和8年度からプラスチック製容器包装の分別収集開始が始まることで、可燃ごみ排出量が減り、資源物回収量とリサイクル率の向上が見込まれるので、広報紙や市HPのみならず、市SNS発信、市内イベント出展、全戸郵送、など考える限りの方法で広く周知することが重要になる。周知をする際、市だけで行うのではなく、市民活動団体などと協働することも重要である。

第3次那珂市環境基本計画年次報告書【令和6年度】

環境目標4 自然と共生できるまちづくりの推進

1 目標

人と自然が触れ合える場や歴史的・文化的環境を保存していくことで、次の世代に引き継ぎ、将来にわたり豊かな自然と共生できるまちづくりを目指します。

2 評価指標

項目	(当初)R3	(実績)R5	(実績)R6	(中間)R9	(目標)R14
身近なみどりへの満足度	53.57%	54.89%	51.26%	59%	64%
環境負荷低減の農業推進事例数	1件	1件	1件	3件	6件

3 取組の方向

生物多様性について市民の関心と理解を深めます。また、身近な公園や緑地が自然と触れ合える場となるよう、市民、環境に関わる市民活動団体、関係機関及び市が連携して取り組みます。さらに、優良農地の確保と保全に努め、環境負荷低減の農業の推進と農業の担い手の育成を図ります。

4 取組と成果

項目	主な取り組み内容	実績、成果等
市内の自然環境の調査	・特定外来生物の分布と生育状況等を把握し、固有生態系に影響が生じないよう対策を図る。	・年間を通してアライグマの捕獲希望者へ箱罠の貸出しを行った。(R6:貸出35件、捕獲6件) ・市民活動団体及び市が連携し、オオキンケイギクの駆除を実施した。(R6:360kg)
人と自然が触れ合える場の保全	・優良農地や農業用水路、里地里山、ため池等を保全する。 ・遊休農地の発生を防ぐ。	・農地、農業用水路、農道等の機能を保全するため、多面的機能支払交付金制度により、活動団体に交付金を交付した。(R6:24組織) ・農地パトロールを行い、耕作放棄地や遊休農地所有者に対し、適正な農地管理の指導を行い、0.09haが耕作再開された。
身近な自然の保全	・身近な公園や緑地が自然と触れ合える場となるよう、市民や環境に関わる市民活動団体と協働して整備や管理を行う。 ・市民・市民自治組織、環境に関わる市民団体等の自主的な環境美化や景観保護活動に対する支援を行う。 ・市民農園等の利用等を通じ、地産地消や農業への関心を高め、農地環境保全について市民の理解を図る。 ・身近な自然とふれあえる「いばらきヘルスロード」の活用促進を図る。	・菅谷地区まちづくり委員会と協働して宮の池公園の環境整備を行った。 ・清水洞の上自然を守る会のイベント開催を支援し、市民が自然に触れ合える機会を提供した。(来場者:約1,000名) ・市民自治組織等が行った環境美化活動により生じたごみの環境センターへの搬入支援を行った。(R6:15件) ・芳野市民農園は100区画中86区画、ふれあい農園は30区画中27区画が利用された。 ・市HPでいばらきヘルスロードの活用促進PRを行なった。
環境に配慮した農業の推進	・有機農業の推進等環境負荷を低減できる農業の啓発を行い、普及と定着を図る。 ・学校給食等での地元の農産物の使用や、農産物直売所での販売等により、地産地消の取組を進める。	・環境保全型農業直接支援制度を活用し1団体が環境に配慮した農業経営を行った。 ・地場産会議を1回開催し、給食に使用する地場産農産物の使用率を26.17%とした。 ・地場産物使用推進のため、市内産青果物及び市内産米飯用精米(コシヒカリ100%)を使用した献立の提供を実施した。 ・通常時より地場産物を特に多く使用した献立「ナカマロちゃん給食」を年3回学期ごとに提供した。
有害鳥獣被害防止	・有害鳥獣による事故及び被害防止のため、対象となる鳥獣の種類と対策について周知する。	・市民等に対して、市防災無線、自治会の回覧、市HP、市SNS、広報紙、窓口での案内等の周知方法で、有害鳥獣捕獲開始前の捕獲地域及び期間、事故及び被害防止を促した。 ・那珂市鳥獣被害防止計画(計画期間:令和5年度～令和7年度)を策定し、市HPに掲載している。 ・アライグマの防除(捕獲)に必要な講習会の開催や箱罠の貸し出しについて、市HPに掲載した。
森林の整備	・森林愛護団体の活動を支援し、森林や里山等の身近な緑を市民共有の財産として、守り育てる意識を醸成する。 ・森林環境の保全のために行う間伐、枝打ち等を行う民有林造成に対する支援を行う。	・森林愛護団体に補助金を交付した。(R6:1件) ・民有林造成を行なう民有林所有者に対し、造林補助を行った。(R6:1件 0.14ha)
歴史的及び文化的遺産の保全	・指定文化財建造物について、保護保全を行います。 ・市内に点在する文化財について、適切な保存対策を講じ、歴史的及び文化的環境の保存を図る。	・文化財保護審議会を2回開催し、指定文化財保護保全について報告と確認を行った。 ・指定文化財の修繕補助や案内看板の設置を行った。

5 課題と今後の方向性

- ・学校給食に使用する地場産物の使用率が、天候不良による生育不足等や生産者の高齢化などにより減少したが、学校給食に地場産物を使用することで、地産地消の取り組みを進め、農業への関心を高めるため、今後も地場産物使用を推進していく。
- ・アライグマによる被害が増えており、錯誤で捕獲してしまう市民がいることから、正しい防除や捕獲の方法を啓発する必要がある。
- ・遊休農地や民有林の土地所有者において土地の管理を進めてもらうため、引き続き、適正管理を行うよう指導を行う。
- ・農業を取り巻く環境が厳しい中、化学肥料、化学合成農薬を低減し、農産物の品質を一定に保ちつつ収量を上げていくことは難しく、新たに取り組む農業者が少ない。また、鶏ふんやたい肥の使用により、悪臭の苦情が発生している。周辺住民への周知活動や臭い対策など、環境保全型農業の理解を求めていく。

6 目標等に対する評価

- ・市民の身近なみどりへの満足度が減少しているが、身近な公園や緑地への満足度というよりは、環境目標5の指標目標を含めた管理不全の遊休農地や空き地、空き家などの対策が課題となっているものと考える。公園などの緑地は、引き続き市民等と協働し、保全活動を継続していくことが重要である。
- ・既存の環境負荷低減農業の取組の重要性と付加価値を市民に周知し、当該農業方式による農産物の購買意向を高めていくと共に、新しい環境にやさしい農業について農業者へも知らせていく必要がある。

第3次那珂市環境基本計画年次報告書【令和6年度】

環境目標5 安心で快適な都市環境の保全及び創出

1 目標

社会経済活動に伴う環境への負荷を低減し、生活に欠かすことができない大気や水、土壤の環境を守り、安心な生活環境と快適な都市環境づくりを目指します。

2 評価指標

項目	(当初)R3	(実績)R5	(実績)R6	(中間)R9	(目標)R14
汚水処理人口普及率	87%	89.09%	89.30%	94%	96.5%
公害苦情件数	53件	15件	15件	35件	20件
空き地苦情件数	55件	69件	120件	43件	33件
不法投棄処理件数	141件	111件	87件	80件	30件

※不法投棄処理件数は、ごみ集積所の不適切投棄件数を含みます。

3 取組の方向

公害発生防止のため、関係各所と連携し、有害物質等の公害発生原因の状況把握や監視及び指導体制の強化を行います。苦情、相談及び要望への指導や公害防止の啓発活動を推進します。また、生活排水の下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を促進します。

4 取組と成果

項目	主な取り組み内容	実績、成果等
公害の防止	・市内の大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、地盤沈下、騒音、振動、悪臭に関わる状況を把握し、公害防止に必要な措置を講じる。	・市内3路線の交通騒音及び交通量を調査し、騒音のレベルを測定した。 ・市民からの問い合わせを受け、現地確認を行い、原因の解明と発生防止に努めた。
化学物質等の対策	・屋外焼却の規制の周知と指導。	・問合せを受け、年間を通して、消防署と連携して屋外焼却の規制の周知と指導を行った。(R6:100件) ・広報紙、市SNSに野外焼却規制について掲載した。
公害等に対する相談と要望への対応と情報公開	・公害に関する市民や事業者からの通報や苦情に対する現地確認と問題解決までの取組を行う。 ・遊休農地や空き地、空き家については、所有者に対し管理指導又は勧告を行う。	・悪臭や生活騒音等の問合せを受け、現地確認し、原因者と可能な限り折衝し、必要に応じて関係部署と連携し、問題解決までの取組を行った。(R6:悪臭、騒音相談件数:15件) ・土地の適正な管理指導または勧告の通知を行い、安心な生活環境の保全を図った。(R6:空き地管理 120件) ・管理不全状態となっている空き家等の所有者に対し、適正な管理を求める通知を送付した。(R6:32件) ・農地所有者に対し、保全管理通知を送付し、農地の適正な管理を指導した。(R6:90件)
不法投棄の対策	・ごみ不法投棄については、市民自治組織等と監視体制を強化する。 ・新たな不法投棄を生まないようにごみの早期撤去、不法投棄禁止看板や監視カメラの設置により、不法投棄防止に努める。	・不法投棄対策については、自治会や警察署、県と市が連携し、監視体制パトロールの強化、不法投棄看板や監視カメラの設置を講じ、不法投棄防止に努めた。 ・市民等から不法投棄を発見したとの問い合わせがあったときは早期の撤去を行った。年間を通して、不法投棄禁止看板や監視カメラの設置や貸し出しを行った。
生活排水処理施設の整備と普及啓発	・公共下水道を計画的に整備する。 ・公共下水道や農業集落排水事業区域外で単独処理浄化槽やくみ取り槽を利用している家庭には、合併処理浄化槽の設置にかかる費用を補助し、転換を促進する。	・額田東郷地区(36件)、後台地区(38件)、戸地区(33件)で下水道の供用を開始した。 ・市公共下水道の整備計画に基づいた、整備を進めてきた。 ・単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換を促し、費用補助を行った。(R6:17件)
良好な景観形成の推進	・茨城県屋外広告物条例に基づく対応により、良好な景観形成を推進する。 ・景観を損なうおそれのある行為に対しての適切な助言及び指導をする。	・許可制度の広報紙への掲載、事業者に対する定期的な許可申請の勧奨、必要に応じて現地調査を行い県条例の遵守について周知を図った。 ・屋外広告物を表示する事業者に対し、県条例に基づく許可申請の必要性、許可基準の遵守等について指導を行った(R6:2件)

5 課題と今後の方針性

- ・公害苦情件数は減少傾向であるが、引き続き早期解決に向けた取り組みを行う。不法投棄処理件数も減少傾向であるが、監視パトロール、監視カメラの設置等の取り組みを行い、不法投棄防止に努める。
- ・適正管理がされていない空き地、空き家、農地が多くあり、適宜指導を行うとともに、土地管理について啓発を行う必要がある。
- ・下水道の整備と合併処理浄化槽への転換を今後も進めていく。

6 目標等に対する評価

- ・汚水処理人口普及率の上昇により、生活排水に由来する悪臭等の苦情が減少すると見込まれる。評価指標の目標達成に向けて順次整備と啓発を行う。
- ・公害苦情件数、空き地苦情件数、不法投棄処理件数は、年度により件数に差があるが、土地管理に関して市民や事業者へ意識啓発を行ったり、不法投棄が発生しづらい環境づくりをすることで、改善につながると見込まれる。なお、事案が発生した場合は事後対応を早期に行うことにより、市民の生活環境の保全に努めていくことが必要である。